平成２５年（フ）第１１１６２号
東京都中野区弥生町３丁目７―10―201
債務者　石塚　友幸
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１１６４号
東京都足立区西新井１丁目21―３―209
債務者　鎌田　篤
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１１６５号
東京都品川区荏原１丁目24―37―206
債務者　柏木　淳二
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１１７１号
東京都中野区上鷺宮１丁目２－７　エクセレントＦ201
債務者　深海　智宗
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１１７４号
東京都新宿区北新宿３丁目13―１―205
債務者　荒川　　汎
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１１７７号
東京都足立区栗原１丁目２－１―1108
債務者　清水　初美
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７４４号
横浜市瀬谷区相沢１丁目８番地２　パラッツォ瀬谷204号
債務者　野崎　啓介
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月18日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２６号
熊本県阿蘇郡高森町大字高森1253番地２
債務者　下田　　忠
1　決定年月日時　平成25年10月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月19日午前10時
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２５年（フ）第１１１１６号
東京都新宿区市谷薬王寺町70―501
債務者　畑井　智子（旧姓原田・福田）
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１１１７号
埼玉県三郷市彦成３丁目10―19―901
債務者　佐藤　美樹
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１１１９号
千葉県千葉市緑区おゆみ野５丁目15―２―102
債務者　松本　　豊
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第２６１号
沖縄県中頭郡中城村字北上原447番地
破産者　有限会社葵農園
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第２６２号
沖縄県国頭郡東村字宮城515番地80
破産者　農業生産法人有限会社オキノー
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第２６号
茨城県土浦市港町３丁目24番２号
破産者　株式会社政経ニュース社
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第７４号
埼玉県所沢市下富1442番地５
破産者　有限会社旗持社寺工務店
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１２８４号
茨城県取手市戸頭２丁目35―２、開始決定時の住所茨城県守谷市みずき野６―16―10
破産者　大島二三子
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２８６６号
茨城県筑西市中舘1120―10
破産者　大島　　博
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部